

「木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準の見直し（案）等」に関する意見書

2024年（令和6年）1月10日
日本弁護士連合会

国土交通省が、2023年12月11日付けで意見募集を開始した「木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準の見直し（案）等」（以下「見直し案」という。）について、当連合会は、以下のとおり意見を述べる。

第1 意見の趣旨

建築基準法20条1項4号所定の建築物(以下「4号建築物」という。)に関する安全性を確保するためには、見直し案の内容は極めて不十分である。

- 1 見直し案は、2022年6月17日に公布された「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」において、構造計算義務付けの対象外となった木造建築物について、必要な壁量の見直しを検討したものであるが、端的に、現行の4号建築物を含む全ての建築物について構造計算を行うべきことを、建築基準法令において義務付けるべきである。
- 2 仮に、同法20条1項4号イに定める基準(政令の仕様規定に適合すれば構造計算が免除されるもの)を残すのであれば、4号建築物に適用される仕様規定(同法施行令36条3項に基づき適用される36条から80条の3までの規定)の定める技術的基準を全面的に改め、構造計算を行った場合と同等以上の構造安全性を確保できるようにすべきである。

具体的には、見直し案において、①現行規定では耐力壁と認めていない開口部まわりなどにおける垂れ壁・腰壁等（準耐力壁等）について、存在壁量に算入できるようにすること及び②高い耐力を有する壁（以下「高耐力壁」という。）の壁倍率を、当面の間、7倍とすることが検討されているが、いずれも反対である。

見直し案において、建築物が重量化、高階高（かいだか）化することや、高耐力壁等を用いることによる壁等の周囲の部材への影響などを考慮し、床組み等、接合部、横架材及び基礎について設計上配慮することが望ましい事項とさ

れているが、これらの具体的な内容を仕様規定において技術的基準として定めることを必須とすべきである。

第2 意見の理由

1 当連合会は、4号建築物についても常に構造計算を行うべきことや、仮に政令の仕様規定に適合すれば構造計算免除する規定を残すのであれば、仕様規定の定める技術的基準を全面的に改めることなどを求めてきた（2018年3月15日付け当連合会「4号建築物に対する法規制の是正を求める意見書」（以下「2018年意見書」という。）及び2021年12月24日付け当連合会「今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方（第三次報告案）及び建築基準制度のあり方（第四次報告案）について」に関する意見書」（以下「2021年意見書」という。))。

2 2018年意見書及び2021年意見書以後の立法動向

(1) 2022年6月17日に改正建築基準法が公布され、①構造計算が法的に義務付けられる建物規模が500㎡超から300㎡超に縮小され、②構造安全性の審査及び検査の省略が認められる建物が平家建かつ延面積200㎡以下等に限定された点で、若干の前進が見られた（2025年4月施行予定）。

しかし、一般的な戸建住宅の圧倒的多数は延面積300㎡以下にとどまるため、上記改正法施行後も依然として構造計算が義務付けられないままである。

今般、国土交通省は、これら構造計算が義務付けられない木造建築物についても、省エネ化に伴って重量化・高階高化する状況を踏まえ、建築物の安全性の確保するために必要な壁量等の基準を見直し、その内容を公表したが、以下に述べる通り、その見直し内容は極めて不十分なものであり、構造安全上危険な4号建築物が建築される危険性が大きくなっている。

(2) したがって、改めて、2018年意見書及び2022年意見書において求めてきた内容について、その徹底を求めるものである。

3 意見の趣旨1について

見直し案は、省エネ化に伴う建築物の重量化、高階高化によって、木造建築物においても、構造安全性を確保すべき要請が高まっていることを前提としているが、このような実態を直視するのであれば、端的に、全ての建築物について構造計算を行うべきことを、建築基準法令において義務付けるべきである。

4 意見の趣旨2について

現行の仕様規定が極めて不十分であることは既に2018年意見書及び20

21年意見書で指摘したところである。

上記のとおり、見直し案においても、現行の仕様規定では、省エネ化に伴う建築物の重量化、高階高化に対応できないことを自覚し、必要な壁量等の見直しを検討しているところである。

しかし、2018年意見書及び2021年意見書で指摘した内容、具体的には、①建築物に応じた仕様を要求する技術的基準への改正（水平剛性を確保するために同法施行令46条3項において住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定に準ずる床倍率の計算を導入すること等）、②欠如している技術的基準の追加の改正（壁直下率・柱直下率、梁断面性状等に関する規定の新設等）を行うことについては、「設計上配慮することが望ましい」旨記載されるにとどまり、仕様規定の技術基準の内容として追加されていない。

構造計算を行う場合との矛盾を解消して整合性を図るためにも、この機会に仕様規定を抜本的に見直すべきである。

また、見直し案では、公表された必要な壁量等の見直しについても、必要とする壁量を増加方向に見直す一方で、①現行規定では耐力壁と認めていない開口部まわりなどにおける垂れ壁・腰壁等（準耐力壁等）について、存在する壁量に算入できるようにすること、②高い耐力を有する壁の壁倍率を、当面の間、7倍とすることが、併せて検討されている。

しかし、上記①及び②については、以下の理由から反対せざるを得ない。

(1) 上記①（準耐力壁等の存在壁量算入）について

壁量計算を充たした建築物が、震度6～7程度の大規模地震においても倒壊に至らないことを想定している現状は、準耐力壁がいわゆる余力として機能することに期待していた実情がある。

したがって、準耐力壁を存在壁量に算入することはこの余力を奪うこととなるため、従前の構造耐力の水準を維持するためには、少なくとも、存在壁量に算入した分だけ必要壁量も増加させる必要がある。

ところが、見直し案では、省エネ化に伴う建築物の重量化・高階高化に伴って必要となる壁量の増加の見直しを行っているだけにとどまるものと見受けられる。

このような必要壁量の見直ししかしていないにもかかわらず、他方で存在壁量の算入を認めてしまうと、必要壁量の増加修正の意味を減殺する結果を生じ、かえって構造安全性が低下する危険性が高い。

(2) 上記②（高耐力壁の壁倍率の見直し）について

高耐力壁の壁倍率が見直される一方、接合部や基礎がこれに耐え得るかの

検討は、設計上の留意点にとどまっているため、単に必要な壁量を計算上充足させるために安易に高耐力壁が用いられことが予想される。

その結果、建築物の偏心率の増大によって地震力等で建築物が捻れ倒壊を起こす危険性や、地震時に高耐力壁が損傷する前に接合部や基礎が応力集中によって局部的な先行破壊を来して建築物が倒壊する危険性があるなど、構造安全上危険な建築物が建築されることが懸念される。

- 5 以上を踏まえ、4号建築物に関する安全性を確保するために、意見の趣旨記載のとおり、建築基準法令を改正することを改めて求める次第である。

付言すると、今般の能登地震被害等の現状に鑑みると、建物の耐震性等の確保が喫緊の課題であることを改めて銘記すべきところ、そのためには、少なくとも、2012年3月15日付け当連合会「今後の大震災に備えるための建築物の耐震化に関する意見書」において、国ないし地方公共団体は耐震診断費用や耐震改修費用等の負担について言及しているが、建築の際の耐震性確認においても同様の課題が存在する。

以上